

兵庫県公報

平成19年12月28日 金曜日 第1940号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要(水質課)	1
○土地改良区役員の退任及び就任の届出(農地整備課)	5
○町営土地改良事業の計画変更同意(同)	6
○土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出(同)	7
○保安林の指定予定(豊かな森づくり課)	7
○河川法第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分(河川整備課)	7
○土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	8
○都市計画の決定についての図書の写しの縦覧(都市計画課)	14
○都市計画の変更についての図書の写しの縦覧(同)	15
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可(市街地整備課)	17
○建築基準法に基づく違反した建築物又は建築物の敷地に係る命令(建築指導課)	17
○道路の位置指定(同)	17
公 告	
○海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更(水産課)	17
○落札者等の公示(契約管理課)	19
○大規模小売店舗の変更に関する届出(東播磨県民局)	20
選挙管理委員会告示	
○漁業法に基づく選挙権を有する者の総数の3分の1の数	21
公安委員会告示	
○技能検定員審査の実施	22
○教習指導員審査の実施	23

告 示

兵庫県告示第1305号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月28日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

宗教法人 念佛宗 無量壽寺

京都府京都市西京区嵐山山ノ下町22-17

代表役員 西川俊男

ヒューマンケアアンドメンタルヘルス株式会社

加東市畑640-11

代表取締役 田村 仁

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

(仮称) H・M・C施設建設工事

加東市畑字荷籠谷642-4 他1(大字)、他1字、全89筆

(3) 排水水の汚染状態及び量

変更前後の区分	変更前		変更後	
	No.1	No.2	No.1	No.17 No.2~No.16 No.18~No.20
排水口名				
排水量 (単位 m ³ /日)	通常	589.88	589.88	
	最大	633.88	633.88	
水素イオン濃度 (水素指数)	通常	6~8	6~8	
	最大	5.8~8.6	5.8~8.6	
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	5	5	
	最大	10	10	
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	10	10	
	最大	20	20	
浮遊物質 量 (単位 mg/L)	通常	5	5	
	最大	20	20	
窒素含有量 (単位 mg/L)	通常	10	10	
	最大	20	20	
りん含有量 (単位 mg/L)	通常	0.5	0.5	
	最大	2	2	
ノルマルヘキサシン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	通常	3	3	
	最大	5	5	
ふっ素及びその化合物 (単位 mg/L)	通常	0.1未満	0.1未満	
	最大	3	3	
				雨水専用排水口

溶解性鉄含有量 (単位 mg/L)	通常	0.1未満	
	最大	2	-
大腸菌群数 (単位 個/cm ²)	通常	100	100
	最大	300	3000

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年12月28日から平成20年1月18日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び加東市市民生活部生活課

兵庫県告示第 1306 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成19年12月28日

兵庫県知事 井戸敏三

1 加古川東部土地改良区

退任役員

役員区分	氏名	住所
理事	山本 勉	加古川市八幡町中西条438番地
同	花房 正幸	同 市八幡町中西条173番地の1
同	松尾 太一	同 市八幡町上西条68番地の2
同	松尾 一良	同 市八幡町上西条40番地の2
同	本岡 理久雄	同 市八幡町下村810番地
同	山本 博三	同 市八幡町下村656番地の3
同	辰巳 健二	同 市八幡町野村487番地の3
同	中嶋 敏博	同 市八幡町野村626番地の3
同	岡本 俊	同 市八幡町宗佐1350番地の2
同	岡本 佳生	同 市八幡町宗佐455番地
同	松尾 知之	同 市八幡町船町122番地の1
同	小澤 善郎	同 市八幡町船町89番地の1
同	山田 義郎	同 市上荘町国包352番地
同	國広 金弘	同 市上荘町国包104番地
監事	前田 功	同 市八幡町上西条30番地の1
同	岸本 宗郎	同 市八幡町船町111番地

就任役員

役員区分	氏名	住所
理事	前田 功	加古川市八幡町上西条30番地の1
同	花房 正幸	同 市八幡町中西条173番地の1
同	花房 榮藏	同 市八幡町中西条930番地の3
同	山本 嘉宏	同 市八幡町中西条32番地の1
同	松尾 太一	同 市八幡町上西条68番地の2
同	嶋 和彦	同 市八幡町上西条33番地の1
同	本岡 宣久	同 市八幡町下村818番地の1
同	芦原 安男	同 市八幡町下村1480番地の1
同	高橋 進	同 市八幡町下村264番地の1
同	一井 義明	同 市八幡町野村353番地の2
同	中嶋 三郎	同 市八幡町野村614番地の2
同	馬田 壽雄	同 市八幡町野村168番地の1
同	田中 道明	同 市八幡町宗佐1272番地
同	藤田 敏彦	同 市八幡町宗佐836番地
同	星野 章	同 市八幡町宗佐198番地の4
同	松尾 知之	同 市八幡町船町122番地の1
同	小澤 善郎	同 市八幡町船町89番地の1
同	岸本 宗郎	同 市八幡町船町111番地
同	松本 豊	同 市上荘町国包363番地

同	畑	義 生	同	市上荘町国包218番地
同	畑	駿 介	同	市上荘町国包769番地の1
監 事	香 川	幸 雄	同	市上荘町国包307番地
同	本 岡	理 久雄	同	市八幡町下村810番地

2 加古川西土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	喜 多 貢	加古川市東神吉町神吉1502番地
同	神 吉 利 明	同 市東神吉町神吉1512番地
同	岸 本 邦 利	同 市西神吉町大国465番地
同	藤 原 武 司	同 市西神吉町大国276番地
同	田 中 喬 喬	同 市西神吉町西村245番地
同	岡 田 義 太 郎	同 市西神吉町西村223番地
同	藤 本 豊 作	同 市西神吉町中西79番地の4
同	高 井 久 夫	同 市西神吉町中西317番地の1
同	橋 本 春 樹	同 市西神吉町宮前494番地の1
同	大 谷 隆 久	同 市西神吉町宮前624番地
同	前 川 和 美	同 市西神吉町宮前971番地の1
同	水 埜 恵 恵	同 市西神吉町鼎760番地
同	清 野 康 宏	同 市西神吉町西村392番地の1
同	富 木 隆 博	同 市西神吉町鼎672番地
同	富 木 攻 利	同 市西神吉町鼎662番地
同	前 田 貞 利	同 市西神吉町鼎227番地
同	田 中 得 男	同 市西神吉町鼎172番地の1
同	神 吉 満 志	同 市西神吉町鼎288番地
同	松 下 清 修	同 市西神吉町鼎309番地
監 事	岡 田 修 弘	同 市西神吉町西村241番地の2
同	神 吉 正 弘	同 市西神吉町宮前654番地
同	田 中 隆 明	同 市西神吉町鼎640番地の1

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	喜 多 貢	加古川市東神吉町神吉555番地の5
同	竹 本 徹 郎	同 市西神吉町大国376番地
同	岡 田 義 太 郎	同 市西神吉町西村223番地
同	藤 本 豊 作	同 市西神吉町中西79番地の4
同	前 川 和 美	同 市西神吉町宮前971番地の1
同	大 谷 隆 久	同 市西神吉町宮前624番地
同	水 埜 恵 恵	同 市西神吉町鼎760番地
同	宗 佐 長 利	同 市西神吉町鼎649番地の1
同	前 田 貞 利	同 市西神吉町鼎227番地
同	菅 原 利 郎	同 市西神吉町鼎367番地の2
監 事	田 中 隆 夫	同 市西神吉町西村244番地
同	神 吉 正 弘	同 市西神吉町宮前654番地

兵庫県告示第 1307 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び同法第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の町に係る土地改良事業の計画変更に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年12月28日

兵庫県知事 井戸敏三

町の名称	事業名	地区名	同意年月日
赤穂郡上郡町	基盤整備促進事業 (担い手育成型)	石堂地区	平成19年12月13日

兵庫県告示第1308号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、次の町から換地処分を行った旨の届出があった。

平成19年12月28日

兵庫県知事 井戸敏三

町の名称	地区名 (工区名)
神崎郡神河町	寺前北部地区 (第1工区)

兵庫県告示第1309号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成19年12月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
淡路市井手字藤ノ木73の1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、淡路県民局地域振興部洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第1310号

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分について、当該監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成19年12月28日

河川管理者

阪神南県民局長 青山善敬

- 1 行うべき措置の内容
一級河川淀川水系昆陽川捷水路の河川区域内に駐車する別表に掲げる車両の除却

2 河川管理者の監督処分

1に掲げる措置を命ずべき者が、平成20年1月27日までに当該措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。

別表

所在場所	自動車登録番号	初度登録年月	車名及び型式	車体の色
尼崎市猪名寺1丁目271番4 地先	なにわ33 ひ 9379	平成6年10月	ニッサンシーマ E-FPY32	ブルー
	神戸 77 る 872	平成1年12月	ホンダシビック E-EF2	シルバー

兵庫県告示第 1311 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成19年12月28日

兵庫県知事 井戸敏三

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
畑の原 I (102020001)	姫路市家島町真浦（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
小浦ノ辻 I (102020002)	姫路市家島町真浦（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
寺の上 I (102020003)	姫路市家島町真浦（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
畑（1） I (102020004)	姫路市家島町真浦（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
畑（2） I (102020005)	姫路市家島町真浦（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊
御室寺 I (102020006)	姫路市家島町真浦（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊
奥 I (102020007)	姫路市家島町真浦（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊
山谷（1） I (102020008)	姫路市家島町真浦（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊
山谷（2） I (102020009)	姫路市家島町真浦（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊
加賀山 I (102020010)	姫路市家島町真浦（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊

大石の下Ⅰ (102020011)	姫路市家島町真浦 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊
尻貝(1)Ⅰ (102020012)	姫路市家島町真浦 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊
尻貝(2)Ⅰ (102020013)	姫路市家島町真浦 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊
城山(1)Ⅰ (102020014)	姫路市家島町真浦 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊
城山(2)Ⅰ (102020015)	姫路市家島町真浦 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊
城山(3)Ⅰ (102020016)	姫路市家島町真浦 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊
城山(4)Ⅰ (102020017)	姫路市家島町真浦 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊
右ノ浦(1)Ⅰ (102020018)	姫路市家島町真浦 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊
右ノ浦(2)Ⅰ (102020019)	姫路市家島町真浦 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊
左ノ浦(1)Ⅰ (102020020)	姫路市家島町真浦 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊
左ノ浦(2)Ⅰ (102020021)	姫路市家島町真浦 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊
左ノ浦(3)Ⅰ (102020022)	姫路市家島町真浦 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊
網場(2)Ⅰ (102020023)	姫路市家島町真浦 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊
真浦AⅡ (102020024)	姫路市家島町真浦 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊
真浦BⅡ (102020025)	姫路市家島町真浦 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊
小網手1Ⅱ (102020026)	姫路市家島町真浦 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊
小網手2Ⅱ (102020027)	姫路市家島町真浦 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊

網手Ⅲ (102020028)	姫路市家島町真浦 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊
真浦南川Ⅰ (202020001)	姫路市家島町真浦 (別図29のとおり)	土石流
新井川Ⅰ (202020002)	姫路市家島町真浦 (別図30のとおり)	土石流
新井東川Ⅰ (202020003)	姫路市家島町真浦 (別図31のとおり)	土石流
おもどり西川Ⅰ (202020004)	姫路市家島町真浦 (別図32のとおり)	土石流
おもどり川Ⅰ (202020005)	姫路市家島町真浦 (別図33のとおり)	土石流
畑川Ⅰ (202020006)	姫路市家島町真浦 (別図34のとおり)	土石流
網手川Ⅱ (202020007)	姫路市家島町真浦 (別図35のとおり)	土石流
清水Ⅰ (102020029)	姫路市家島町宮 (別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊
家島Ⅰ (102020030)	姫路市家島町宮 (別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊
東町Ⅰ (102020031)	姫路市家島町宮 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊
三軒家町(1)Ⅰ (102020032)	姫路市家島町宮 (別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊
三軒家町(2)Ⅰ (102020033)	姫路市家島町宮 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊
三軒家町(3)Ⅰ (102020034)	姫路市家島町宮 (別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊
三軒家町(4)Ⅰ (102020035)	姫路市家島町宮 (別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊
三軒家町(5)Ⅰ (102020036)	姫路市家島町宮 (別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊
三軒家町(6)Ⅰ (102020037)	姫路市家島町宮 (別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊

三軒家町(7) I (102020038)	姫路市家島町宮(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊
破風(1) I (102020039)	姫路市家島町宮(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊
破風(2) I (102020040)	姫路市家島町宮(別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊
小川 I (102020041)	姫路市家島町宮(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊
観音堂 I (102020042)	姫路市家島町宮(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊
小網手 I (102020043)	姫路市家島町宮(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊
中山(1) I (102020044)	姫路市家島町宮(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊
ミトシロ(1) I (102020045)	姫路市家島町宮(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊
ミトシロ(2) I (102020046)	姫路市家島町宮(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊
釜の上(1) I (102020047)	姫路市家島町宮(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊
釜の上(2) I (102020048)	姫路市家島町宮(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊
釜の上(3) I (102020049)	姫路市家島町宮(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊
井ノ谷(1) I (102020050)	姫路市家島町宮(別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊
井ノ谷(2) I (102020051)	姫路市家島町宮(別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊
天神鼻 II (102020052)	姫路市家島町宮(別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊
小田の間川 I (202020008)	姫路市家島町宮(別図60のとおり)	土石流
堂崎西川 I (202020009)	姫路市家島町宮(別図61のとおり)	土石流

堂崎川 I (202020010)	姫路市家島町宮 (別図62のとおり)	土石流
梅谷川 I (202020011)	姫路市家島町宮 (別図63のとおり)	土石流
宮谷 I (202020012)	姫路市家島町宮 (別図64のとおり)	土石流
中井谷川 I (202020013)	姫路市家島町宮 (別図65のとおり)	土石流
長井 (1) I (102020053)	姫路市家島町坊勢 (別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊
長井 (2) I (102020054)	姫路市家島町坊勢 (別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊
大辻 (1) I (102020055)	姫路市家島町坊勢 (別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊
大辻 (2) I (102020056)	姫路市家島町坊勢 (別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊
大辻 (3) I (102020057)	姫路市家島町坊勢 (別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊
大辻 (4) I (102020058)	姫路市家島町坊勢 (別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊
大辻 (5) I (102020059)	姫路市家島町坊勢 (別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊
長井谷 I (102020060)	姫路市家島町坊勢 (別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊
坊崎 (1) I (102020061)	姫路市家島町坊勢 (別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊
坊崎 (2) I (102020062)	姫路市家島町坊勢 (別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊
奈座 (1) I (102020063)	姫路市家島町坊勢 (別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊
奈座 (2) I (102020064)	姫路市家島町坊勢 (別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊
奈座 (3) I (102020065)	姫路市家島町坊勢 (別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊

カマスケ浦 I (102020066)	姫路市家島町坊勢 (別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊
西ノ浦 (1) I (102020067)	姫路市家島町坊勢 (別図80のとおり)	急傾斜地の崩壊
西ノ浦 (2) I (102020068)	姫路市家島町坊勢 (別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊
西ノ浦 (3) I (102020069)	姫路市家島町坊勢 (別図82のとおり)	急傾斜地の崩壊
西ノ浦 (4) I (102020070)	姫路市家島町坊勢 (別図83のとおり)	急傾斜地の崩壊
西ノ浦 (5) I (102020071)	姫路市家島町坊勢 (別図84のとおり)	急傾斜地の崩壊
西ノ浦 (6) I (102020072)	姫路市家島町坊勢 (別図85のとおり)	急傾斜地の崩壊
西ノ浦 (7) I (102020073)	姫路市家島町坊勢 (別図86のとおり)	急傾斜地の崩壊
西ノ浦 (8) I (102020074)	姫路市家島町坊勢 (別図87のとおり)	急傾斜地の崩壊
カヅラ I (102020075)	姫路市家島町坊勢 (別図88のとおり)	急傾斜地の崩壊
坊勢 I (102020076)	姫路市家島町坊勢 (別図89のとおり)	急傾斜地の崩壊
坊勢 A II (102020077)	姫路市家島町坊勢 (別図90のとおり)	急傾斜地の崩壊
坊勢 B II (102020078)	姫路市家島町坊勢 (別図91のとおり)	急傾斜地の崩壊
西ノ浦 A II (102020079)	姫路市家島町坊勢 (別図92のとおり)	急傾斜地の崩壊
西ノ浦 B II (102020080)	姫路市家島町坊勢 (別図93のとおり)	急傾斜地の崩壊
西ノ浦 C II (102020081)	姫路市家島町坊勢 (別図94のとおり)	急傾斜地の崩壊
野津ヶ浜川 I (202020014)	姫路市家島町坊勢 (別図95のとおり)	土石流

土岸川Ⅱ (202020015)	姫路市家島町坊勢 (別図96のとおり)	土石流
青井谷Ⅰ (202020016)	姫路市家島町宮 (別図97のとおり)	土石流
田ノ浜東川Ⅰ (202020017)	姫路市家島町宮 (別図98のとおり)	土石流
田ノ浜西川Ⅰ (202020018)	姫路市家島町宮 (別図99のとおり)	土石流
椎谷川Ⅱ (202020019)	姫路市家島町宮 (別図100のとおり)	土石流
田ノ浜川Ⅱ (202020020)	姫路市家島町宮 (別図101のとおり)	土石流
西島(2)Ⅲ (102020082)	姫路市家島町真浦 (別図102のとおり)	急傾斜地の崩壊
西島(3)Ⅲ (102020083)	姫路市家島町真浦 (別図103のとおり)	急傾斜地の崩壊
東尾友東川Ⅰ (202020021)	姫路市家島町真浦 (別図104のとおり)	土石流
東尾友西川Ⅰ (202020022)	姫路市家島町真浦 (別図105のとおり)	土石流

(別図1から別図105までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民局県土整備部姫路港管理事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第1312号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成19年12月28日

兵庫県知事 井戸敏三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
神戸市	神戸国際港都建設計画第一種市街地再開発事業	旭通4丁目地区第一種市街地再開発事業
芦屋市	阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)地区計画	高浜町南地区地区計画
西宮市	阪神間都市計画地区計画	西宮北口駅南東地区地区計画
宝塚市	同上	武庫川町地区地区計画
明石市	東播都市計画地区計画	大久保町高丘2丁目南地区地区計画
加古川市	同上	中野地区地区計画

加西市	同上	北条南地区地区計画
姫路市	中播都市計画地区計画	勝原区熊見地区駅前地区計画
赤穂郡上郡町	西播都市計画ごみ焼却場・ごみ処理場	1号にしはりま循環型社会拠点施設
同郡同町	西播磨高原都市計画ごみ焼却場・ごみ処理場	同上
宍粟市	山崎都市計画ごみ焼却場・ごみ処理場	同上
豊岡市	出石都市計画伝統的建造物群保存地区	豊岡市出石伝統的建造物群保存地区
同市	日高都市計画土地地区画整理事業	稲葉川土地地区画整理事業
佐用郡佐用町	西播磨高原都市計画ごみ焼却場・ごみ処理場	1号にしはりま循環型社会拠点施設

兵庫県告示第 1313 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成19年12月28日

兵庫県知事 井戸敏三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
神戸市	神戸国際港都建設計画用途地域	
同市	神戸国際港都建設計画高度地区	
同市	神戸国際港都建設計画高度利用地区	
同市	神戸国際港都建設計画防火地域及び準防火地域	
同市	神戸国際港都建設計画生産緑地地区	北別府43生産緑地地区ほか35地区
同市	神戸国際港都建設計画道路	3.5.30号東御影線
同市	同上	7.6.84号大池駅1号線ほか1路線
同市	神戸国際港都建設計画地区計画	藤原台地区地区計画
三田市	阪神間都市計画高度地区	
同市	阪神間都市計画生産緑地地区	三田-12生産緑地地区ほか1地区
同市	阪神間都市計画道路	3.5.316号天神武庫が丘線
同市	阪神間都市計画地区計画	北摂三田カルチャータウン地区計画
同市	同上	北摂三田ウッディタウン地区計画
同市	同上	北摂三田カルチャータウン地区計画
芦屋市	阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）高度地区	
同市	阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）防火地域及び準防火地域	
同市	阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）公園	2.2.2046号涼風西公園
同市	阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）地区計画	南芦屋浜地区地区計画

西宮市	阪神間都市計画特別用途地区	
同 市	阪神間都市計画高度地区	
同 市	阪神間都市計画防火地域及び準防火地域	
尼崎市	阪神間都市計画特別用途地区	
同 市	阪神間都市計画高度地区	
同 市	阪神間都市計画防火地域及び準防火地域	
同 市	阪神間都市計画道路	3.4.641号都心1号線ほか2路線
同 市	阪神間都市計画下水道	尼崎市公共下水道
同 市	阪神間都市計画地区計画	尼崎臨海西部拠点地区地区計画
伊丹市	同 上	J R伊丹駅東地区再開発地区計画
宝塚市	阪神間都市計画特別用途地区	
同 市	阪神間都市計画高度地区	
同 市	阪神間都市計画地区計画	宝塚山手台地区地区計画
同 市	同 上	武庫山地区地区計画
同 市	同 上	高松・未成地区地区計画
同 市	同 上	社町地区地区計画
明石市	東播都市計画用途地域	
同 市	東播都市計画高度地区	
同 市	東播都市計画防火地域及び準防火地域	
同 市	東播都市計画公園	2.2.1078号西脇1号公園ほか1公園
加古川市	東播都市計画用途地域	
同 市	東播都市計画高度地区	
同 市	東播都市計画防火地域及び準防火地域	
同 市	東播都市計画道路	3.5.580号備後線
高砂市	東播都市計画用途地域	
同 市	東播都市計画高度地区	
同 市	東播都市計画道路	3.4.700号米田島線ほか1路線
同 市	東播都市計画下水道	高砂市公共下水道
加古郡播磨町	東播都市計画用途地域	
同 郡 同 町	東播都市計画高度地区	
同 郡 同 町	東播都市計画防火地域及び準防火地域	
三木市	東播都市計画用途地域	
小野市	同 上	
姫路市	中播都市計画用途地域	
同 市	中播都市計画高度地区	
同 市	中播都市計画道路	3.5.509号新在家線
たつの市	中播都市計画用途地域	
赤穂郡上郡町	西播都市計画用途地域	
丹波市	柏原都市計画道路	3.5.550号柏原高谷線ほか1路線
美方郡新温泉町	浜坂都市計画道路	3.5.592号芦屋線
美方郡香美町	香住都市計画道路	3.6.611号香住線ほか1路線
豊岡市	豊岡都市計画道路	3.5.642号大門線ほか1路線

同 市	出石都市計画道路	3.6.660号八木町分1号線ほか1路線
朝 来 市	和田山都市計画下水道	朝来市公共下水道
洲 本 市	洲本都市計画下水道	洲本市公共下水道
淡 路 市	淡路・東浦都市計画道路	3.6.790号片浜線ほか1路線
同 市	津名都市計画下水道	淡路市公共下水道

兵庫県告示第 1314 号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、赤穂市野中・砂子土地区画整理組合の事業計画の変更を平成19年12月14日に認可した。

平成19年12月28日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県告示第 1315 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条第1項の規定により、違反した建築物又は建築物の敷地について次のとおり命じた。

平成19年12月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 命令番号
兵庫県命令神北（県整）第1214号
- 2 命令年月日
平成19年12月12日
- 3 建築物又は建築物の敷地の位置
川辺郡猪名川町差組字箱木原33番27
- 4 建築物又は建築物の敷地の用途及び規模
木造平屋建て倉庫（延べ面積 約20平方メートル）
- 5 命じた措置
当該建築物の使用を直ちに禁止する。
- 6 命令を受けた者の住所及び氏名
川西市清和台東2丁目2番地の65
八 田 忠 幸

兵庫県告示第 1316 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。なお、その関係図書は、平成19年12月28日から西播磨県民局県土整備部建築第2課において縦覧に供する。

平成19年12月28日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H19西播位置 0009号	19. 12. 12	揖保郡太子町太田字茶ノ木1750番2の一部	5.00	49.28

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更
海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項及び同条第8項の規定によ

り、海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画を平成19年12月28日から次のとおり変更する。

平成19年12月28日

兵庫県知事 井戸敏三

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県は、南北に気象・海況の異なる瀬戸内海と日本海とに面しており、古くから多種多様な漁業が営まれている。

気候が温暖で、漁場に富む瀬戸内海では、小型底びき網、船びき網、中型まき網、刺網、一本釣などの多様な漁船漁業と、のり・わかめ・かき等の養殖業とが営まれ、都市近郊型の沿岸漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は、いかなごの生産量の変動に大きく左右されるものの概ね6万トン前後で推移しているが、かれい類、たちうお、さわら類、えび類は減少している。

冬季風浪が厳しく浅海域の少ない日本海では、沖合底びき網、中型いかつり等の沖合漁業を中心として、10トン未満の小型船によるいかつりや定置網等の沿岸漁業も活発に行われ、全国的にも有数の漁船漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は2万トン前後で推移しており、一時は300トンまで減少していたずわいがにの生産量が1,000トンを維持するようになってきているものの、総じて減少傾向にあり、特に、いわし類、まあじ、さば類及びべにずわいがにの減少が著しい。

このような状況の中、本県においては資源管理型漁業の推進を水産業振興の最重点方策に位置付け、栽培漁業の推進、沿岸・沖合域の漁場の整備、漁業者自らの手による資源管理の啓発などの施策を展開するとともに、操業隻数、操業期間及び操業区域の制限などの漁業の管理措置を行ってきたところである。

今後は一層海洋生物資源の保存管理を進めていくために、基本計画により決定された第1種及び第2種特定海洋生物資源の都道府県別の数量について、採捕実績及び操業実績の的確な把握に努めるとともに、県立農林水産技術総合センター水産技術センターを中心とし、国及び関係府県並びに関係漁業者と連携して、海洋生物資源に係る資源調査の充実強化を図るなど、適切な管理措置を講ずることとする。

さらに、第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を行うため、従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、早急に回復を図ることが必要な資源については、国及び本県が作成した資源回復計画に基づいた取組を関係漁業者の意見を十分に尊重し実施していく。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 第1種特定海洋生物資源の平成19年の知事管理量は次のとおりである。

魚種	管理の対象となる期間	数量
まあじ	平成19年1月から平成19年12月まで	若干
まいわし	平成19年1月から平成19年12月まで	若干
まさば及びごまさば	平成19年7月から平成20年6月まで	若干
するめいか	平成19年1月から平成19年12月まで	若干

(2) 第1種特定海洋生物資源の平成20年の知事管理量は次のとおりである。

魚種	管理の対象となる期間	数量
まあじ	平成20年1月から平成20年12月まで	若干
まいわし	平成20年1月から平成20年12月まで	若干
まさば及びごまさば	平成20年7月から平成21年6月まで	若干
するめいか	平成20年1月から平成20年12月まで	若干

3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばが関係する主たる漁業は、中型まき網漁業及び定置漁業権

に基づく定置漁業（以下「定置漁業」という。）であるが、中型まき網漁業については、現在の漁業許可隻数以上の許可を行わないこととする。

定置漁業についても、漁業権の切替及び設定に当たって現在の統数及び規模を維持することとする。

また、まあじについては、瀬戸内海の小型機船底びき網漁業についても漁獲量が多いので、これについても現状程度の許可隻数を維持することとする。

- (2) するめいかが関係する主たる漁業は、5トン未満の沿岸いかつり漁業であるが、海区漁業調整委員会指示による規制措置を維持することとする。
- (3) これらの結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項
第2種特定海洋生物資源の平成20年の知事管理努力量は次のとおりである。

魚種	採捕の種類	海域	管理の対象となる期間	漁獲努力量(隻日)
さわら	はなつぎ網漁業	瀬戸内海	平成20年5月6日から 平成20年6月15日まで	2,020
	刺網漁業 (さわら流し網漁業)	瀬戸内海	平成20年4月20日から 平成20年6月15日まで	3,140

5 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

- (1) さわらの漁獲努力量については、瀬戸内海のさわらの採捕を目的とする流し網漁業及びはなつぎ網漁業の現在の許可隻数及び操業日数を上回らないように管理することとする。

6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- (2) 第1種特定海洋生物資源のまあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては、同業者組織を通じ、より一層漁業者の資源管理意識を向上させることとする。
- (3) 第2種特定海洋生物資源のさわらについては、国が作成した「サワラ瀬戸内海系群資源回復計画」に基づき、資源回復に向けた取組を推進するとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限等の遵守について関係漁業者を指導することとする。
- (4) 配分のあった第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の、まだい、かれい類、いかなごなどの本県の主要な魚種についても、漁業者自らの手による資源管理の推進について一層の啓発を行う。

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成19年12月28日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 落札に係る建設工事の名称及び数量

兵庫県立龍野北高等学校（仮称）本館棟・A棟その他建築・特殊基礎・屋外附帯工事
（建築工事）

本館	鉄筋コンクリート造（1部鉄骨造）	地上4階建	延床面積	13,090平方メートル
A棟	鉄筋コンクリート造	地上4階建	延床面積	3,662平方メートル
設備棟	鉄筋コンクリート造	平屋建	延床面積	178平方メートル
器具庫	鉄筋コンクリート造	地上2階建	延床面積	124平方メートル

（特殊基礎工事）

地盤改良（深層混合処理工法）	径	1,000ミリメートル	
	長さ	1,500～4,800ミリメートル	1,108本
場所打コンクリート杭	径	1,000～1,300ミリメートル	

長さ 6,000～14,000ミリメートル 127本

屋外附帯工事（舗装、雨水排水、駐輪場、門設置他）一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成19年10月23日
- 4 落札者の名称及び住所
東レ・永岡・進藤・正光特別共同企業体
大阪市北区中之島三丁目3番3号
（代表者）
大阪市北区中之島三丁目3番3号 東レ建設株式会社 大阪本店
（構成員）
姫路市網干区垣内南町1862番地の9 株式会社永岡組
（構成員）
たつの市新宮町新宮1041番地の2 株式会社進藤組
（構成員）
姫路市田寺2丁目7番2号 株式会社正光
- 5 落札金額
2,822,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般
- 7 入札公告をした日
平成19年9月7日

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年12月28日

東播磨県民局長 大鳥裕士

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 生鮮パワー志方店
所在地 加古川市志方町志方字馬場田1479-2
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社銀ビルストアー
代表者の氏名 大塚英木
住所 姫路市南町31番地
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	
（変更前）	午前10時
（変更後）	午前8時
閉店時刻	
（変更前）	午後8時
（変更後）	午後9時45分

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前 9 時30分から午後 8 時15分まで
 (変更後) 午前 7 時30分から午後10時まで
- 4 変更する年月日
 平成20年 1 月10日
- 5 以下に掲げるもののうち、上記 3 の変更に係るもの以外の事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 氏名又は名称 法人の代表者の氏名 住所
 株式会社銀ビルストアー 大塚 英 木 姫路市南町31番地
 丸子 国 昭 明石市魚住清水2205
- (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 1,490平方メートル
- (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の収容台数
 124台
- イ 駐輪場の収容台数
 16台
- ウ 荷さばき施設の面積
 50平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量
 25立方メートル
- (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 駐車場の自動車の出入口の数
 入口 1 箇所、出口 1 箇所
- イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前 6 時から午後10時まで
- 6 届出年月日
 平成19年12月 6 日
- 7 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び東播磨県民局県土整備部まちづくり課
- (2) 縦覧期間
 平成19年12月28日から 4 月間
- 8 意見書の提出期限及び提出先
 提出期限 平成20年 4 月28日
 提出先 東播磨県民局県土整備部まちづくり課
 〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97- 2

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第 85 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第 2 項の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は次のとおりである。

平成19年12月28日

兵庫県選挙管理委員会
 委員長 村上 寿 治

兵庫県瀬戸内海海区 2,978
 但馬海区 412

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第354号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成19年12月28日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉修悟

1 技能検定員審査の種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

2 技能検定員審査の期日

平成20年2月2日（土）

3 技能検定員審査の場所

兵庫県明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 技能検定員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成20年1月7日（月）から同月11日（金）までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送を希望する場合は、住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に80円相当額の郵便切手をはり付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証

ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）

エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）

オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当するであることを証する書類

(2) 提出期間

平成20年1月7日（月）から同月11日（金）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成20年1月11日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 手数料

ア 技能検定員審査（大型）又は技能検定員審査（中型）を受けようとする者には24,700円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者には20,500円、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者には14,100円、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者には22,450円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書にはり付けること。

ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成20年2月26日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

7 技能検定員審査についての問い合わせ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628

兵庫県公安委員会告示第355号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成19年12月28日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉修悟

1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

2 教習指導員審査の期日

平成20年2月2日（土）

3 教習指導員審査の場所

兵庫県明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 教習指導員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成20年1月7日（月）から同月11日（金）までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送を希望する場合は、住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に80円相当額の郵便切手をはり付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証

ウ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）

エ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）

オ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当するであることを証する書類

(2) 提出期間

平成20年1月7日（月）から同月11日（金）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成20年1月11日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 手数料

ア 教習指導員審査（大型）又は教習指導員審査（中型）を受けようとする者にあつては15,650円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては12,150円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者にあつては9,500円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては13,300円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書にはり付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成20年2月26日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

7 教習指導員審査についての問い合わせ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話 (078) 912-1628